

住民基本台帳法改正に伴う住民基本台帳人口移動報告統計表の取扱いについて

平成 24 年 7 月の住民基本台帳法（以下「住基法」という。）改正により，外国人が住民基本台帳の登録対象となります。住民基本台帳人口移動報告では平成 24 年 7 月以降においても，これまで通り日本人のみを対象とした統計表の公表を予定しています。

なお，外国人を含めた移動者を対象とした統計表の公表等については，随時掲載してまいります。

住基法の改正内容等については，以下の URL を参照ください。

「総務省 外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html